

港南台南公園野球場使用要綱

1. 設置目的

地域住民がスポーツを通じて、健全な心身の育成を図るため、港南台南公園野球場（以下「野球場」という。）を設置する。

2. 利用種目

- (1) 中学生以下の軟式野球。
- (2) 区・協会及びこれに準ずる団体が主催する軟式野球。
- (3) ソフトボール。
- (4) 60歳以上の還暦野球。
- (5) その他管理上支障のない軽易な運動、催物など。

3. 対象

- (1) この野球場は区内住民の団体を優先して使用させる。
- (2) この野球場を新規に使用しようとする団体は、申込時に必要書類（団体の規約、スポーツ傷害保険加入済判断書、役員名簿など）を管理運営委員会に提出しなければならない。

4. 使用期間等

- (1) 使用期間は、通年とする。ただし、使用期間中において、改良工事及びグラウンド状態不良と認められる場合は使用を中止する。
- (2) 使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、1回の使用単位は2時間とする。

5. 使用料

使用料は無料とする。

6. 使用の申込み

- (1) 野球場を使用したいときは、野球場使用申込書により申込みものとする。
- (2) 使用申込みは、**奇数月の第1日曜日**の午前9時30分から翌月分と翌々月分の申込みを受付ける。ただし、申込者が多数のときは申込順を抽選により決める。
- (3) 前号の申込みにより、使用単位の空きがある場合の申込みについては、**奇数月の第3水曜日**の午前9時から10時の間に先着順で受付けるものとする。
- (4) 申込場所は港南スポーツセンター内事務局とする。

7. 使用の承認

- (1) 使用を承認したものには使用承認書を交付する。
- (2) 管理運営上支障があると認める時及び承認を不相当と認めた時は承認しない。

8. 使用の特例

- (1) 区の主催又は後援事業並びに港南台地域の自治会、町内会が実施する行事で、会長が必要と認めるときは、6項の規定にかかわらず優先して申し込むことができる。
- (2) 前号の申込みによる優先利用については、別に定める規定による。

9. 使用の条件

使用の承認を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 球場内では定められた履物（運動靴又はポイントスパイク）を使用し、それ以外の履物で競技をしないこと。
- (3) 使用後は球場内の軽易な不陸直し（トンボがけ）、ライン引き清掃、除草をすること。ゴミ、空かん、空びん等は収集し持ち帰ること。
- (4) 借りた用具類は、使用後必ず数量を確認し、所定の場所に返納すること。
- (5) 用具格納庫等の鍵は善良な管理の下に保管することとし、使用後施錠し返納すること。
- (6) 球場の施設や用具等を、き損又は亡失した時は、原状に復し、損害を弁償すること。

10. 使用の不承認

虚偽の申込みをしたもの、使用の条件に違反したもの等は以後の使用を承認しない。

11. 使用の取消し

承認を得た使用申込みはこれを取り消すことはできない。

天候その他の理由により使用不能のときは翌月の末日までに申出のものに限り他日に変更できる。ただし、この場合の使用申込みについては特別な取扱いはしない。

12. 免 責

球場を使用する者又は、使用の目的に応じ入場した者の負傷又は病気等による損害について、委員会は一切責を負わない。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。